

# 基本政策4 ふるさと愛を育む次代の人づくり

## 政策4-(1) 幼児教育、学校教育、青少年健全育成の充実

### ○現状と課題

本市では、幼児期から、学童期、青少年期にかけて一貫した理念による教育を行っています。小・中学校での教育では、少人数学習による基礎・基本の定着をもとに、理数教育や英語教育、読書等の指導を充実させながら、個性的な能力の育成に取り組んでいます。また、ボランティア活動の実施をはじめ、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目指す道徳教育を推進しているほか、一人一人の具体的目標を設定し、主体的に取り組む体育やクラブ・部活動の取り組みを進め、さらには健康教育や防災教育の推進により、児童生徒の豊かな心と健やかな体を育んでいます。

特に、先人の生き方を学ぶ活動、地域の伝統継承や交流活動、地域を活かした体験的な活動など、「ふるさと教育に根ざすコミュニティ・スクール(注36)」を核に教育活動を推進しています。さらに、ALT(外国語指導助手)を12人配置(令和元年度)し、英語を通じて言語や異文化について体験的に理解を深めるとともに、コミュニケーションを図る素地・基礎となる資質・能力を育んでいます。

学校教育の成果として、学ぶスタイルの定着を含め学力は概ね良好であり、さらに他県や他市からの視察を受け入れながら、多様な視点を活かした教育の推進はもとより、地域に根ざした体験型学習の充実、思いやりの心と地域社会の一員としての自覚を促す活動の拡充が図られてきています。また、全学校に学校司書を配置することにより、生涯学習の基盤である読書活動も定着しています。

幼児教育では、年複数回実施する幼保小情報交換会等を通して各小学校において学びの連続性を重視した就学前教育が行われています。

今後、次代の人財育成に向けて、地域と一体感のある教育環境づくりを実践することにより、県立大学との連携を一層進めた学園都市を形成していく必要があります。

また、北部学校給食センター稼働を契機に、心身の成長と人格の形成に大きな影響を与え、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性を育む「食育」をより一層推進していくことが重要と考えます。

### ○6年間の方向性

将来の人材を育成するため、児童・生徒数や国の教育制度改革を勘案しつつ、コミュニティ・スクールの充実やICTを活用した教育の推進を図り、学校、家庭、地域の連携による一人一人を大切にする教育と、小中一貫教育の取り組み等、幼保・小・中・高・大学と連続した学びを形成する連携の充実を図り、地域に根ざした先進の学園都市を形成します。

新学習指導要領に位置付けられる社会や生活で生きて働く「知識及び技能」、未知の状況にも対応できる「思考力、判断力、表現力」、学んだことを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力、人間性」を育む教育環境の整備を図ります。

また、北部学校給食センターを積極的に活用し、学校給食を活きた教材として、児童生徒が食に関する正しい知識や伝統的な食文化について理解を深める機会を創出します。

注36 コミュニティ・スクール：学校と保護者や地域住民が知恵を出し合い、学校運営に反映させる仕組みのこと。

○目標と推進施策

|      |                    |
|------|--------------------|
| 目指す姿 | 豊かな心とふるさと愛を育む教育の推進 |
|------|--------------------|

| 主要施策                         | 施策の概要  |
|------------------------------|--|
| 4-(1)-①<br>社会を生き抜く力と豊かな心の育成  | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. コミュニティ・スクールを活用した地域教育力の向上</li> <li>2. 多様な交流と学びの連続性を重視した就学前教育の充実</li> <li>3. 就学支援員の配置、幼児通級指導教室の常設、幼保こども園の連携等による、早期からの教育相談と就学支援の充実</li> <li>4. 基礎・基本の定着と個性的な能力を伸ばす学校教育の充実</li> <li>5. 低年齢時期からの外国語に親しむための小学校におけるALT（外国語指導助手）の積極的活用</li> <li>6. 「学びに生かす学校図書館」に向けた体制と機能の充実</li> <li>7. 学校での学習成果を家庭や地域で活かす体験型学習の推進</li> <li>8. 自ら目標を設定し、主体的に活動する体力向上の取り組み</li> <li>9. 指導力の向上や地域理解を深める教職員研修の充実</li> <li>10. 教育の機会均等を具現化する各種助成や給付の実施</li> <li>11. ICTを活用した「GIGAスクール構想」の推進</li> <li>12. 北部学校給食センターを拠点とした食育の推進</li> </ol> |
| 4-(1)-②<br>ふるさと愛の醸成（学社連携の推進） | <ol style="list-style-type: none"> <li>13. 地域資源を活用し、ふるさと教育に根ざしたコミュニティ・スクールの推進</li> <li>14. キャリア教育の核とし、地域社会との関わりを重視した職場体験の充実</li> <li>15. 学校施設の開放と利活用の推進</li> </ol>   |
| 4-(1)-③<br>学園都市の推進（教育の相互連携）  | <ol style="list-style-type: none"> <li>16. 幼保・小・中・高・大学と「連続した学び」を形成する連携の充実</li> <li>17. 大学の先生や学生の協力による専門的な学習の場の拡充</li> <li>18. 学生と児童生徒との交流機会の拡大</li> </ol>  |
| 4-(1)-④<br>青少年の健全育成          | <ol style="list-style-type: none"> <li>19. 家庭教育と保護者支援体制の充実</li> <li>20. 子どもたちの社会性を育む機会の充実</li> <li>21. 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保と支援の充実</li> <li>22. 子どもの健康や安全を守る教育の充実</li> </ol>   |
| 4-(1)-⑤<br>教育環境の向上           | <ol style="list-style-type: none"> <li>23. 老朽化した学校施設・設備の計画的な改修と更新</li> <li>24. 学校統合や学区再編による適正な学校環境の構築</li> <li>25. スクールバスの運行継続と通学安全の確保</li> <li>26. 地域人財の積極的活用と連携強化</li> </ol>   |

| 成果指標                    | 現状値                        | 目標値                       |
|-------------------------|----------------------------|---------------------------|
| 地域の人財を活用した授業等の回数（回）     | 各小中学校<br>年間平均4回<br>（H30）   | 各小中学校<br>年間平均7回以上<br>（R7） |
| 小・中学校、高校、大学の連携を行った回数（回） | 各小中学校<br>年間平均2.5回<br>（H30） | 各小中学校<br>年間平均4回以上<br>（R7） |

## 政策4-(2) 生涯学習社会の推進

### ○現状と課題

本市は、公民館・図書館を中心に子どもから成人・高齢者まで、それぞれに適した学習機会を設けるとともに、学習情報の提供や学習成果の発表機会として「生涯学習創作展」を開催するなど、市民が自分に適した学習に取り組むための支援を行っています。

各種団体等の要請に応じて講師を派遣する「まちづくり宅配講座」も積極的に利用されており、活発な自主学習サークル活動を含め、市民の学習意欲は年々高まっています。

また、ふるさとの自然や歴史・文化を学ぶ「ふるさと教育」に視点を置いた事業や、県立大学での「夏休み親子体験入学」、病院や保育園等の協力を得ての「小中学生のボランティア体験活動」などが成果を上げており、さらに、小・中学校の「コミュニティ・スクール」に対応し、地域全体で「学校・子どもを支えよう」とする取り組みも進んでおり、より一層の広がりが期待されています。

近年の芸術文化に対する気運の高まりを契機に、芸術文化活動に「いつでも・どこでも」参加できるよう、各種文化施設を情報発信拠点とし、市民が芸術に触れる機会を創出していくなど、魅力あふれる芸術文化活動の推進が重要であります。

本市には、縄文時代早期の日本海側最古の「菖蒲崎貝塚」や、鳥海山信仰を背景にした史跡「鳥海山」「本海獅子舞番楽」など、数多くの文化財が所在しています。これら文化遺産を市民共有の資産（たから）として保護するとともに、調査研究を継続して行い、市民が文化財に親しむ機会を設けながら、主体的に保存・継承する人財の育成に努めていくことが課題となります。

### ○6年間の方向性

これまで大きな成果を上げてきた生涯学習をさらに推進するため、少子高齢化社会に対応した公民館講座等の拡充、情報提供、利便性を高める社会教育施設の機能拡充を進め、幅広い世代がいつでも学び、活動できる生涯学習の環境づくりを目指します。

豊富な地域資源である森林の有効活用を図り、鳥海山木のおもちゃ美術館を活用しながら木育事業の推進に努め、乳幼児から「木」の触れあいを通して感性豊かな心を育む機会の更なる拡充に努めます。

また、芸術に触れる機会の創出を始め、市民の意欲あふれる芸術文化のまちづくりを進めるとともに、文化財の保存・継承に取り組み、地域文化の振興を図ります。

○目標と推進施策

|      |                         |
|------|-------------------------|
| 目指す姿 | 生涯学習、歴史文化による魅力あふれるまちづくり |
|------|-------------------------|

| 主要施策                        | 施策の概要  |
|-----------------------------|--|
| 4-(2)-①<br>生涯学習社会の推進        | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 公民館・図書館を核とした学習機会の提供と市民の自主学習活動の支援</li> <li>2. 地域課題・今日的課題に取り組む社会教育事業の推進</li> <li>3. 幅広い分野での学習成果と人財を活かした事業展開</li> <li>4. 市民生活に適切な情報を提供する「問題解決型図書館」としての資料の充実と、市内全域に均質にサービスを提供する体制の整備</li> <li>5. 地域全体で学校・子どもたちを支える活動の推進と、鳥海山・飛鳥ジオパークを活用した学習活動の実施</li> <li>6. 学習環境の向上と災害時地域避難拠点としての機能を考慮した社会教育施設の整備</li> <li>7. 鳥海山木のおもちゃ美術館を活用した木育事業の推進</li> </ol>   |
| 4-(2)-②<br>芸術文化の振興と文化財保護の推進 | <ol style="list-style-type: none"> <li>8. 芸術文化活動の情報提供と芸術に触れる機会の創出</li> <li>9. 創作意欲の向上と芸術文化活動の推進</li> <li>10. 芸術文化団体等の連携強化と活動支援</li> <li>11. 県記録選択「東由利のしめ張り」などの文化財の保存に向けた調査と文化財情報の提供</li> <li>12. 文化財の指定・登録・修復と文化財に触れる機会の拡充</li> <li>13. 史跡「鳥海山」などの鳥海山文化遺産の保存と活用</li> <li>14. 民俗芸能の保存と継承に向けた活動支援と団体育成</li> <li>15. 民俗芸能伝承館「まいーれ」指定管理団体との連携</li> <li>16. 開発事業に対する適正な発掘調査の実施と記録保存</li> <li>17. 菖蒲崎貝塚などの史跡・埋蔵文化財の保存と活用及び資料館等の老朽化等に伴う資料収蔵・活用を視野に入れた歴史文化拠点施設の整備</li> <li>18. 日本遺産「北前船寄港地」に関わる文化財の調査と活用の推進</li> </ol> |

| 成果指標                  | 現状値                     | 目標値             |
|-----------------------|-------------------------|-----------------|
| 生涯学習講座・各種大会等の総参加者数（人） | 79,989人<br>(H26～H30年平均) | 85,000人<br>(R7) |
| 人口一人当たりの貸出冊数（冊）       | 3.34冊<br>(H30)          | 3.75冊<br>(R7)   |
| 歴史・文化関連施設の年間延べ利用者数（人） | 32,029人<br>(H30)        | 34,000人<br>(R7) |

## 政策4-(3) スポーツ立市の推進

### ○現状と課題

本市のスポーツ振興は、スポーツ少年団や中学生が、野球・柔道・バドミントン・卓球・サッカー・ボート・ソフトボールなどの種目で東北大会や全国大会に出場しており、確実に競技力の向上が図られています。

高校生では、バレーボール・ボート・弓道・陸上競技などで国体やインターハイに出場し、一般においても、弓道などが国体で活躍しています。

また、市民スポーツでは、伝統ある市民ボート大会やソフトボール大会、バレーボール大会などが盛んなほか、最近は個人で運動するウォーキング人口も増加しています。

本市では、これまで、ボート競技やバレーボールのオリンピック選手を始め、プロ野球選手、ボクシングの世界チャンピオン等、数多くのアスリートを輩出しており、市民も積極的にスポーツに取り組んでおります。しかしながら、近年は、少子高齢化の進行や社会環境の変化により、青年期以降の日常生活における運動機会の減少が指摘されています。

生活習慣病の増加や精神的なストレスなど健康に不安を抱える市民が増える中、心身ともに健全な生活を送るために、生涯スポーツの更なる普及・定着を図る必要があります。

このような観点から、スポーツ振興を市民運動として展開するとともに、スポーツの力で健康づくりや仲間づくり、地域の活性化を目指すため、平成25年度から住民総参加型の全国スポーツイベント「チャレンジデー」に全市を挙げて参加しています。

平成28年10月にはスポーツを通じた「健康で笑顔あふれる地域づくり」を目指し、「スポーツ立市」宣言を行いました。

今後も、すべての世代において、生涯スポーツに対する気運の醸成を高めながら、市民がスポーツに親しみ、楽しめる環境づくりを推進していくことが重要であります。

### ○6年間の方向性

「チャレンジデー」の取り組みなどを基盤に生涯スポーツを推進するとともに、体育協会等と連携し、ジュニア層の強化事業を推進しながら一貫した選手育成に努め、「スポーツによる健康で元気なまちづくり」に取り組めます。

また、由利本荘総合防災公園「由利本荘アリーナ」を生生涯スポーツの推進拠点に位置づけ、スポーツ基本法に定める「する」「観る」「支える」スポーツの振興に取り組むとともに、交流人口の拡大と地域の活性化を目指します。

## ○目標と推進施策

|      |                    |
|------|--------------------|
| 目指す姿 | スポーツによる健康で元気なまちづくり |
|------|--------------------|

| 主要施策                            | 施策の概要  |
|---------------------------------|--|
| 4-(3)-①<br>生涯・競技スポーツの振興（するスポーツ） | 1. 「チャレンジデー」を基盤とした生涯スポーツの普及・定着<br>2. 生涯スポーツの普及に向けた指導者の育成・確保<br>3. スポーツ・レクリエーション活動の地域拠点施設の充実<br>4. 体育協会等と連携したジュニア層の強化<br>5. 由利本荘総合防災公園「由利本荘アリーナ」を拠点とした生涯スポーツの推進とにぎわいの創出 |
| 4-(3)-②<br>観るスポーツの振興            | 6. 各種トップリーグ公式戦や国際大会、全国大会などの開催によるハイレベルな試合観戦機会の提供  |
| 4-(3)-③<br>支えるスポーツの振興           | 7. スポーツ・ヘルスコミッション（注37）の運営<br>8. スポーツと観光の融合によるスポーツツーリズムの推進<br>9. スポーツボランティア（注38）の育成   |

| 成果指標                  | 現状値            | 目標値           |
|-----------------------|----------------|---------------|
| スポーツ関連施設の年間延べ利用者数（千人） | 640千人<br>（H30） | 675千人<br>（R7） |
| チャレンジデー参加率（％）         | 87.2%<br>（R1）  | 88.0%<br>（R6） |

注37 スポーツ・ヘルスコミッション：由利本荘市のスポーツ施設や資源を活用して、積極的にスポーツ大会やイベント、スポーツ合宿等を誘致し、地域活性化や交流人口の拡大を図るとともに、市民がスポーツに親しむ機会を増やし、健康増進意識を高めることを目的に平成28年に設立した団体のこと。

注38 スポーツボランティア：スポーツの大会やイベント等の運営、参加者を支えるボランティアのこと。

# 基本政策5 市民主役の地域づくりと市政経営

## 政策5-(1) 男女共同参画社会の推進

### ○現状と課題

市民一人ひとりが互いの人権を尊重し責任も分かち合える社会づくりを目指し、由利本荘市男女共同参画推進協議会を設置し、由利本荘市男女共同参画計画（第3次）に基づき、総合的かつ計画的な取り組みの基本的指針とし、これを持続的に実践してきました。

平成21年4月には「由利本荘市男女共同参画都市宣言」を行い、市では毎年、市民参画による市民講座や街頭キャンペーンなどの啓発事業を定期的で開催しています。

また、男女共同参画推進協議会委員、あきたF・F推進員（注39）、本荘由利男女共同参画推進市民ネットワーク「11ぱれっと」などによる、地域に根ざした啓発活動を継続し、幅広い団体・個人との連携を図りながら、男女共同参画社会の実現に取り組んでいます。

こうしたなか、市民アンケートでは「男女の平等意識や女性の参画」についての満足度は、徐々に向上しており、一方、子ども・子育て支援の充実のために「男女ともに仕事と家庭を両立する環境の整備」が望まれています。

国は、平成27年に施行した女性活躍推進法に基づき、「女性が活躍できる社会」に向けて本格的な環境整備を始めています。

今後は、国の方針と歩調を合わせながら、すべての市民が活躍できる由利本荘市の形成に向けて、市民生活におけるあらゆる分野で男女共同参画社会が強く意識され、意欲的な参画活動を実践していくことが重要であります。

### ○6年間の方向性

令和2年度に第4次男女共同参画計画を策定し、これまでの取り組みを基礎に、市民意識の啓発や関係団体の活動促進を図りながら、市政経営を始め、より多くの分野や組織で男女共同参画の実践を推進します。

注39 あきたF・F推進員：秋田県で取り組んでいる男女共同参画社会の実現に向けて各市町村での取組みや地域活動が活発に行われるよう、推進的な役割を担うリーダーのこと。FFとは、仕事や家庭、社会へ男女が共に協力し合いながら参画し合うという意味を込めた『Fifty・Fifty』の略。

○目標と推進施策

|      |                         |
|------|-------------------------|
| 目指す姿 | すべての市民が活躍できる男女共同参画社会の推進 |
|------|-------------------------|

| 主要施策                 | 施策の概要   |
|----------------------|---|
| 5-(1)-①<br>男女共同参画の実践 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 男女共同参画推進協議会意見・提言の市政への反映</li> <li>2. 審議会・各種委員会への女性参画の推進</li> <li>3. 女性の就業等の支援促進</li> <li>4. 相談体制の充実とドメスティックバイオレンス（DV）根絶のための環境整備</li> <li>5. 市職員の男女共同参画推進の意識向上を図るため、職員研修を実施</li> <li>6. 多様な性的指向や性自認に対する偏見や差別を解消するための環境整備</li> </ol> |
| 5-(1)-②<br>市民意識の啓発   | <ol style="list-style-type: none"> <li>7. 街頭キャンペーンの実施</li> <li>8. 男女共同参画市民講座の開催</li> <li>9. 広報・CATVによる情報発信</li> <li>10. 図書館における男女共同参画図書コーナーの設置</li> </ol>   |
| 5-(1)-③<br>関係団体の活動促進 | <ol style="list-style-type: none"> <li>11. 由利本荘市男女共同参画推進活動室の整備</li> </ol>   |

| 成果指標                | 現状値            | 目標値           |
|---------------------|----------------|---------------|
| 審議会・各種委員会の女性参画割合（％） | 24.7%<br>（H30） | 30.0%<br>（R7） |

## 政策5-(2) 国内外交流の推進

### ○現状と課題

本市では、旧市町で深められてきた絆を大切に、国内4市（福島県いわき市、長野県佐久市、香川県高松市、香川県丸亀市）及び国外3市（ハンガリー・ヴァーツ市、大韓民国梁山市、中華人民共和国無錫市）を中心として、文化、物産、観光、教育、スポーツなど幅広い分野の交流を推進しています。

また、令和元年にタイ王国の学校4校と教育・文化等の友好交流に関する覚書を締結し、相互交流がスタートしました。

民間団体においても、国内外の団体などと様々な交流活動が行われており、本市の情報発信や交流人口の拡大につながっています。

また、県立大学や国際教養大学との地域連携協定を活かした多様な交流活動を実践しており、学園都市としての強みを活かしたまちづくりに取り組んでいます。

さらに、市内に暮らす外国人や東アジアを中心とした外国人観光客が増加していることから、外国語を併記した案内看板等の設置や、多言語による情報提供などの環境整備に取り組んでいます。

今後、新たな由利本荘市に進化していくためには、ヒト・情報・経済の「交流」が重要なキーワードのひとつになることから、市民レベルや地域レベルを含め、あらゆるレベルの多種多様な交流の実践とともに、異なる文化が共生するまちづくりの推進が必要であります。

### ○6年間の方向性

交流人口の拡大は、地域のにぎわいの創出や地域経済の活性化といった効果が期待されることから、地域資源を活かした国内外の友好都市等との交流事業をより一層充実させるとともに、民間団体における交流活動への支援に取り組みます。

また、にぎわいの創出には幅広い世代の参画が重要であることから、県立大学や国際教養大学などと連携しながら、広く市民が参加できる多様な交流活動の実践を目指します。

さらに、外国人観光客や市内在住外国人が安全で安心して滞在・生活することができるよう、外国人にも配慮した環境整備をより一層充実させ、多文化共生の視点に立った様々な取り組みを推進します。

## ○目標と推進施策

|      |                        |
|------|------------------------|
| 目指す姿 | 多様なレベル・分野における国内外交流の活性化 |
|------|------------------------|

| 主要施策                     | 施策の概要  |
|--------------------------|--|
| 5-(2)-①<br>友好都市等との交流の促進  | 1. 友好都市等との相互交流の充実<br>2. 地域の特性を活かした魅力ある交流の創出  |
| 5-(2)-②<br>多様な主体による交流の充実 | 3. 県立大学や国際教養大学との地域連携協定等を活用した各種交流活動の推進<br>4. 関係人口(注40)の拡大に向けた取組<br>5. 多様な分野、様々なレベルにおける交流の促進 |

| 成果指標                   | 現状値           | 目標値            |
|------------------------|---------------|----------------|
| 友好都市等との交流・イベント数(回)     | 20回<br>(H30)  | 25回<br>(R7)    |
| 市主催の観光ツアーによる外国人観光客数(人) | 926人<br>(H30) | 1,500人<br>(R7) |

|      |                      |
|------|----------------------|
| 目指す姿 | 多文化共生の視点に立ったまちづくりの推進 |
|------|----------------------|

| 主要施策                    | 施策の概要  |
|-------------------------|--|
| 5-(2)-③<br>情報提供の充実      | 6. 外国語を併記した案内看板等の整備の推進<br>7. やさしい日本語などを活用した情報提供の充実 |
| 5-(2)-④<br>交流機会や学習機会の確保 | 8. 国際理解に関する各種講座等の充実<br>9. 日本語教室や外国語教室の開催           |

| 成果指標               | 現状値           | 目標値          |
|--------------------|---------------|--------------|
| 市内在住外国人数(人)        | 244人<br>(H30) | 312人<br>(R7) |
| 国際理解講座・語学教室の開催数(回) | 35回<br>(H30)  | 40回<br>(R7)  |

注40 関係人口：移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域と多様に関わる人々のこと。

## 政策5－(3) 住民自治の充実

### ○現状と課題

本市のまちづくりは、市民と行政との適正な役割分担に基づいた「住民自治のまちづくり」を目指しています。今後、行財政基盤の充実・強化を図りながら、ますます複雑化、多様化、高度化するニーズに対応して行くには、住民に身近な身の回りの課題は、町内会など地域コミュニティが母体となり、そこに住む住民自身の力で解決できるようにしていく必要があります。

市では、平成17年度からの「住民自治活動支援交付金」による町内会などへの活動支援に加え、平成22年度からは、新たに各地域に予算枠を設けた「地域づくり推進事業」の実施により、地域ごとの特色ある事業の実施を支援し、地域活力の増進と連帯感の創出を図っています。

平成25年度には、市内8つの地域に、それまでの「地域協議会」に代わる「まちづくり協議会」を設置しました。まちづくり協議会では、町内会や各種団体より推薦を受けた方々などを委員とし、市からの諮問事項に対し意見を述べるだけでなく、テーマを設定した地域の課題解決や活性化に取り組むなど、市民と行政による協働のまちづくりを推進しています。

さらに平成26年度からは、現状を見つめながら地域のあるべき将来像を探るとともに、その実現に向けて「住民の力でできること」を話し合い、地域の維持・活性化につなげようと「町内会・自治会げんきアップ事業」を展開しています。

また、NPOなどの団体と定期的な情報交換を行い、それぞれの活動に対する助言や相互連携の充実を図っています。

今後、地域によっては限界集落（注41）や地域活力の低下も予測されるため、より主体的な地域コミュニティ活動を維持し、さらには地域を活性化していくことが重要な課題となります。

### ○6年間の方向性

町内会などの地縁型組織については、「町内会・自治会げんきアップ事業」により、地域住民の共通認識と課題解決に向けた合意形成を後押しするとともに、市内の事例を取り上げながら住民自らできる地域づくりの支援やコミュニティの機能維持に向けた仕組み作りを検討してまいります。

NPOなどの有志型組織については、引き続き情報交換を図りながら、地縁型組織との有効な連携の方策などについて研究します。

また、市民一人ひとりの住民自治意識の啓発を図るため、多様な主体と連携し、リーダーの育成を進めます。

注41 限界集落：集落内で過疎化や高齢化が進み、経済的・社会的な共同生活の維持が難しくなり、社会単位としての存続が危ぶまれる集落のこと。

## ○目標と推進施策

|      |                    |
|------|--------------------|
| 目指す姿 | 主体的な地域コミュニティ活動の活性化 |
|------|--------------------|

| 主要施策                            | 施策の概要  |
|---------------------------------|--|
| 5-(3)-①<br>地域コミュニティ機能の活性化       | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 町内点検による地域情報の掘り起しと収集の促進</li> <li>2. 地域コミュニティのビジョン策定と実践活動のサポート</li> <li>3. 市民が地域コミュニティ活動に参加しやすい取り組みの推進</li> <li>4. 地域貢献活動支援基金による市民団体等へのサポートの推進</li> <li>5. 高齢化に伴うコミュニティの機能低下に対応する仕組み作りの検討</li> </ol> |
| 5-(3)-②<br>地域リーダー・キーパーソン等の発掘・育成 | <ol style="list-style-type: none"> <li>6. 「人材育成連携事業」による研修と、若い人財の発掘と育成</li> <li>7. NPO等との連携強化・活動支援</li> </ol>   |
| 5-(3)-③<br>コミュニティ施設の整備          | <ol style="list-style-type: none"> <li>8. 補助金交付の継続</li> <li>9. 市民ニーズに沿った施設の整備</li> </ol>   |
| 5-(3)-④<br>活動基盤の強化              | <ol style="list-style-type: none"> <li>10. ともしび基金、合併市町振興基金の継続と活用</li> <li>11. 各種助成・地域づくり推進事業等の実施</li> </ol>  |

| 成果指標                 | 現状値           | 目標値          |
|----------------------|---------------|--------------|
| 人材育成連携事業の年間延べ参加者数（人） | 100人<br>(H30) | 200人<br>(R7) |

## 政策5－(4) 開かれた市政の推進

### ○現状と課題

本市は「市民目線の市政経営」を基本として、市民主役の開かれた市政を目指しています。

広報活動は、広報紙の発行、ホームページの公開（平成29年12月にリニューアル）に加え、平成25年7月からツイッターとフェイスブックの本格的な運用を開始し、市政全般の情報について、タイムリーに提供しています。

広聴活動は、8地域における市民とのふれあいトーク、町内単位の座談会の開催のほか、年2回のペースで「市長への手紙」を募集していますが、開かれた市政を推進するため、広聴活動の充実に努める必要があります。

近年、地方分権一括法のもとで権限移譲が進み、自治体が担う事務は増大し、また、行政サービス需要の増加に伴い、財政的・人的負担が高まっています。

行政運営では、職員個々の能力向上が必要不可欠であることから、職員研修を計画的に実施し、専門的な知識の習得や接遇マナーの改善など行政サービスの向上に努めています。

また、事務事業等の最適化のほか、マイナンバー制度（注42）の導入により、マイナンバーカードを活用した行政手続きの簡素化やシステム化を進め、業務効率化と同時に行政サービスの利便性向上を実現しています。

財政運営では、積極的な滞納整理を実施し、市税収納率向上を図っています。また、総合計画、定住自立圏構想を基本に予算編成を行い、繰上償還や低利借換えを実施し、主要財政指標の改善を達成しています。

今後は、本市が直面する三大課題（人口減少に歯止めをかけること、元気な少子高齢社会の形成、地域活力の維持・向上）に取り組むため、市民力、行政力、財政力が三位一体となって、戦略的かつ総合的な市政経営を推進していく必要があります。

### ○6年間の方向性

市民や民間の力の積極的な活用、効率的で効果的な行政サービスの提供、財政の健全運営を三位一体として、将来像の実現に向けて常に時代を先取りする政策展開を図ります。

市民や官民協働を促進するため、行政データの公開拡充を進めるとともに業務効率化を図るため、行政手続きの電子化など広くICT技術の導入を進め、市民の利便性向上に取り組みます。

注42 マイナンバー制度：国で社会保障・税・災害対策の各分野で効率的に情報を管理し、複数の機関が保有する個人情報が同一人の情報であることを確認するための制度のこと。

○目標と推進施策

|                                |  |
|--------------------------------|--|
| <p>目指す姿</p>                    | <p>三位一体（市民力、行政力、財政力）による市政経営</p>  |
| <p>主要施策</p>                    | <p>施策の概要</p>   |
| <p>5-(4)-①<br/>市民目線による市政経営</p> | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 広報紙やホームページ、SNS用いた広報活動の実施</li> <li>2. 多様な手法を用いた多世代との対話型広聴活動の実施</li> <li>3. 市民意見・提言を反映した政策決定と説明責任の実施</li> <li>4. 市民参画の促進</li> <li>5. 個人情報保護に留意した市民への積極的な情報の公開と提供</li> <li>6. 効果的な外部評価、監査の実施</li> <li>7. 遊休施設（資産）の利活用</li> </ol>  |
| <p>5-(4)-②<br/>行政サービスの向上</p>   | <ol style="list-style-type: none"> <li>8. 効率・効果を重視し、部局横断的な施策実施体制の構築や、事業の再編、公共施設の統廃合と将来を見据えた効率的な配置の実施</li> <li>9. PDCA、指定管理制度、事業委託等の導入による民間経営手法の導入</li> <li>10. マイナンバー制度による組織・業務・システムの改善、サービス開発、民間企業との連携推進</li> <li>11. 自治体情報システムの標準化・共通化など自治体DXの推進</li> <li>12. 個人情報を含む業務システムのセキュリティ対策の推進</li> <li>13. 適正な職員数の確保</li> <li>14. 職員の課題解決力、チーム力、現場力の向上</li> <li>15. ソサエティ 5.0の実現に向けた技術活用の推進</li> <li>16. 持続可能な開発目標（SDGs）の推進</li> <li>17. 防災、観光、医療等、あらゆる分野において既存の枠組みに捉われない新たな広域連携の研究</li> <li>18. 圏域の生活機能の確保や活性化のための定住自立圏共生ビジョンの推進</li> <li>19. 災害時の食料や物資調達のための民間企業や団体との連携</li> </ol> |

| 主要施策                | 施策の概要  |
|---------------------|--|
| 5-(4)-③<br>財政運営の健全化 | 20. 市税収納率の向上<br>21. 手数料や施設使用料の受益と負担の公平性を確保する適正な給付と負担の定期的な見直し<br>22. 中長期的な視点に立ったメリハリの効いた財政運営<br>23. 新しい地方公会計方式（発生主義・複式簿記ほか）の導入<br>24. ふるさと納税、遊休資産の売却等による新たな財源の確保<br>25. ふるさと納税返礼品事業者が行う返礼品の魅力発信支援 |

| 成果指標                             | 現状値             | 目標値             |
|----------------------------------|-----------------|-----------------|
| 市民とのふれあいトーク、地域座談会等の年間開催数〔市民力〕（回） | 123回<br>（H30）   | 120回<br>（R7）    |
| 行政手続きに係る電子申請可能手続き数〔行政力〕（業務）      | 23業務<br>（H30）   | 50業務<br>（R7）    |
| 職員研修の年間延べ参加者数〔行政力〕（人）            | 788人<br>（H30）   | 1,000人<br>（R7）  |
| 実質公債費比率〔財政力〕（％）                  | 10.0%<br>（H30）  | 12.9%<br>（R7）   |
| ふるさと納税件数〔財政力〕（件）                 | 5,485件<br>（H30） | 35,000件<br>（R7） |